

日本共産党倉敷市議会議員団を代表して討論に参加いたします。

請願第22号「永住外国人地方参政権に関する法案」に反対を求める意見書の提出について、であります。

委員長報告は採択でありましたが、次の理由を述べて採択に反対いたします。

1995年2月28日の最高裁判所の判決から、永住外国人にも地方参政権を付与すべき、という機運が高まってきました。その判決の中で、憲法の地方自治に関する規定は「住民の日常生活に密接な関連を有する公共的事務は、その地方の住民の意思に基づきその区域の地方公共団体が処理するという政治形態を憲法上の制度として保障しようとする趣旨」だといひ、永住外国人にたいし「法律をもって、地方公共団体の長、その議会の議員等に対する選挙権を付与する措置を講ずることは、憲法上禁止されているものではない」と明確にのべています。

住民自治は、憲法第92条「地方自治の本旨」の重要な内容をなすものであり、憲法第93条では、自治体の長および議員は「その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する」と定めています。また地方自治法は第10条で、その住民について「市町村の区域内に住所を有するもの」と規定しています。これらの規定に照らしても、自治体の運営は、本来、国籍を問わず、その地域に在住するすべての住民の意思にもとづき、住民自身の参加によってすすめるべきものであります。

私ども日本共産党は、永住外国人にも地方参政権を付与すべき、の立場から1998年に永住外国人地方参政権法案を国会に初提出した後も、何度も法案を出してまいりました。その中では、選挙権だけでなく被選挙権も含めた地方参政権を付与すべきとしています。永住外国人を地方自治の担い手としてむかえ、日本国民と等しく参加する政治を実現することは、わが国の民主主義の成熟と発展につながるのではないのでしょうか。

よって、永住外国人に地方参政権を認めない趣旨である請願第22号「永住外国人地方参政権に関する法案」に反対を求める意見書の提出については反対いたします。

議員各位の賛同を期待して討論といたします。

以上